

議案第62号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員の減給の効果について定める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和30年葛飾区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削る。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第号）第22条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第25条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第26条に規定する休日給に相当する報酬、第27条に規定する夜勤手当に相当する報酬及び第29条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。））」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。